

政務活動費について

担当課：議会事務局総務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 政務活動費について</p> <p>(1) 政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付することができるもの。 (地方自治法第100条第14項)</p> <p>(2) 会派の代表者及び議員は、政務活動費について、使途の透明性を図り、住民に説明する責任を果たすため、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、会計帳簿その他議長が規程で定める書類及び領収書の写しとともに、議長に提出しなければならないこととされている。 (大阪府政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第10条)</p> <p>2 条例改正及び収支報告書等の確認体制の強化について</p> <p>(1) 昨年、地方議会における政務活動費の不適正な使途が相次いで問題になったことなどを踏まえて、本年、条例改正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な使用、使途の明確化による府民への説明責任、会派による議員への指導監督など、会派及び議員の責務の明確化。 (条例第1条の2) 議長による是正勧告や命令、その公表など議長の調査権限の強化。 (条例第13条の2、以上、平成27年3月16日施行) 領収書等すべての書類の写しをインターネットで公表。 (条例第12条第4項、平成27年7月30日施行) <p>(2) 事務局職員による収支報告書等の確認体制の強化が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の体制に加えて、新たに事務局職員5名で外形的な二重チェックとして、領収書を含むすべての書類の確認を行うなどの確認体制を強化。 <p>3 政務活動費における人件費について</p> <p>(1) 政務活動費の対象となる経費として、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である人件費が認められている。(条例第2条)</p> <p>(2) 大阪府議会が定めた「政務活動費の手引き」では、人件費について次のとおり取り扱うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当することができる。 人件費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類(雇用契約書、協定書(覚書)、勤務実績、毎月の支払い等)を適切に整理し、職員雇用状況報告書により報告する。 親族を雇用する場合においても手続は同様。 	<p>1 人件費を支出している職員の雇用実態の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員が雇用している職員に対して、人件費として政務活動費が充当されているが、その雇用実態の確認方法としては、議員から提出される「職員雇用状況報告書」に記載されている職員の氏名や支給額が領収書と一致しているかどうかを確認しているのみである。 「政務活動費の手引き」では、雇用契約書や給与支払報告書など、雇用実態を客観的に証する書類の提出まで議員に対して求められていない。 <p>2 親族の雇用について</p> <p>大阪府においては親族の雇用に対して制限を行うなど、特別なルールは設けられていない。 しかし、他府県等では、親族に対する人件費の支出は疑義が生じやすいことから、一定の親族の雇用を制限するルールが設けられているところが多い。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《親族の雇用を制限している近畿2府4県の状況について》 (平成27年7月調べ)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1171 2068 1339"> <tr> <td>兵庫県</td> <td>(1)配偶者 (2)二親等以内の親族 (3)同一生計の者</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>生計を一にする親族</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>生計を一にする親族</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1402 2068 1444"> <tr> <td>大阪市</td> <td>配偶者等生計を一にする親族</td> </tr> </table> </div> <p>以上このことから、政務活動費における人件費について、使途の透明性を高め、支出に疑義が生じないようにするためには、現行の取り扱いでは十分とは言えない状況である。</p>	兵庫県	(1)配偶者 (2)二親等以内の親族 (3)同一生計の者	奈良県	生計を一にする親族	滋賀県	生計を一にする親族	大阪市	配偶者等生計を一にする親族	<p>政務活動費における人件費の支出に関して、雇用実態を客観的に確認することのできる証拠書類の提出を求めることや、親族の雇用について一定の制限を設けることなど、府民の信頼をさらに高めるための方策を検討されたい。</p>
兵庫県	(1)配偶者 (2)二親等以内の親族 (3)同一生計の者									
奈良県	生計を一にする親族									
滋賀県	生計を一にする親族									
大阪市	配偶者等生計を一にする親族									

措置の内容

次のルールを新たに設け、「大阪府政務活動費の交付に関する規程」及び「政務活動費の手引」を改正し、平成28年度交付分から適用するものとする。

- 1 人件費を支出している職員の雇用実態の確認について
 - ・職員雇用状況報告書に地方税法第317条の6の規定に基づき雇用職員の住所所在の市町村長に提出した給与支払報告書の写しを添付するものとする。
- 2 親族の雇用について
 - ・生計を一にする親族を雇用する場合、その給与等に対して、政務活動費を充当することはできないものとする。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年7月17日、事務局：平成27年6月17日から同月19日まで）